

広島市水道局建設工事安全協議会の運営に関する運用

(平成28年4月1日制定・令和4年4月1日最終改訂)

1 協議会の開催について

協議会の開催は、原則として年2回（9月、1月）とし、協議会開催日の全会員を対象とする。

2 安全点検の実施について

- (1) 安全点検は、原則、9月と1月の年2回以上実施するものとする。
- (2) 工事受注者の会員は、協議会開催月の前月15日までに、各施工担当課に安全衛生の点検の記録の写し（以下「安全点検表」という。）を提出するものとし、提出する安全点検表は、提出日の直近施工日のものとする。
- (3) 協議会に所属する施工担当課は、協議会開催月の前月20日までに、工事受注者の会員リスト及び受注者会員から提出のあった安全点検表を、事務局に提出するものとする。
- (4) 事務局は、各施工担当課から提出された工事受注者の会員リスト及び安全点検表を取りまとめ、相互安全点検箇所を、1点検班が1日で点検可能な件数以上、抽出するものとする。
- (5) 相互安全点検は、会長が指名する会員により実施するものとし、結果を協議会で報告するものとする。